

管理不全空家等及び特定空家等の判断一覧表

更新日

令和8年4月27日

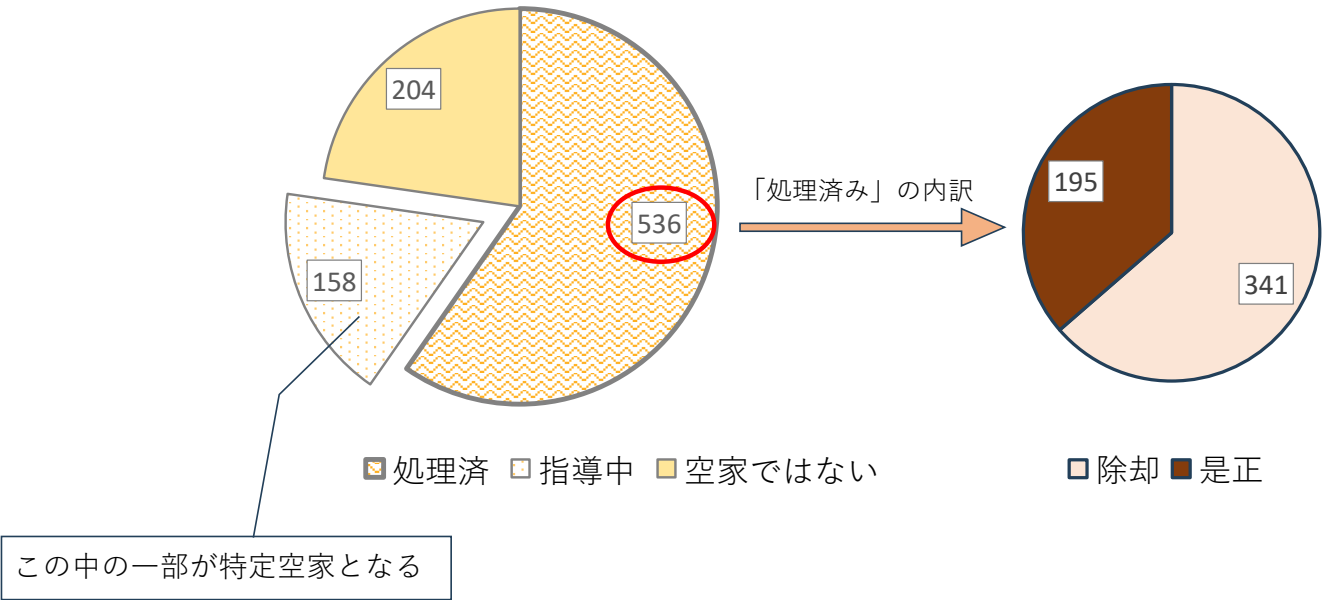
				新判断（R7.9～）																				22条2項(勧告)																	
											12条(情報提供)		13条1項(指導)		13条2項(勧告)		22条1項(助言)		22条1項(指導)			1回目		2回目		3回目以降			22条4項(事前通知)		22条3項(命令)										
No.	種別	所在地	用途	判断日	I	II	III	IV	点数	空家の種類	措置相手方	回数	送付日	回数	送付日	回数	送付日	回数	送付日	措置期限	送付日	措置期限	送付日	措置期限	回数	送付日	措置期限	送付日	意見期限	送付日	措置期限	進歩									
H27-81	通報	池尻町	一戸建ての住宅	R7.9.24	○			○	200	特定空家等	土地/家屋	2	R1.10.4							2	R2.7.28	R2.10.26	R2.11.30	R3.2.28	R3.6.21	R3.9.19	9	R7.12.2	R8.3.2				勧告書（9回目）送付								
H28-64	通報	南町	一戸建ての住宅	R7.10.6	○			○	255	特定空家等	家屋	2	R2.10.6							2	R3.8.2	R3.10.31	R3.11.16	R4.2.16	R4.2.24	R4.5.25	8	R7.12.9	R8.3.9				勧告書（8回目）送付								
H30-160-1	通報	春木大国町	長屋(3戸)	R7.9.24	○			○	160	特定空家等	家屋	1	R2.4.20							2	R3.6.2	R3.9.3	R3.11.16	R4.2.16	R4.2.24	R4.5.25	6	R7.11.20	R8.2.18				経過観察（一部除却・R8.4.17確認）								
											家屋																														
											家屋																														
											土地								2	R3.7.14	R3.9.3																				
H31-76	通報	内畑町	一戸建ての住宅	R7.9.18	○			○	150	特定空家等	土地/家屋	2	R1.10.10							2	R3.12.7	R4.3.7	R4.4.4	R4.7.3	R4.8.30	R4.11.28	3	R5.3.15	R5.6.13				勧告送付準備中（勧告書4回目、未送達のため）								
H31-81	実態調査	南町	一戸建ての住宅	R7.9.18	○			○	150	特定空家等	土地/家屋	1	R1.11.1							2	R2.7.28	R2.10.26	R2.11.30	R3.2.28	R3.6.21	R3.9.19	12	R7.12.2	R8.3.2				勧告書（12回目）送付								
H31-101	通報	加守町1丁目	長屋(2戸)	R7.10.1	○			○	150	特定空家等	土地/家屋	6	R5.6.13							3	R7.1.27	R7.4.27	R7.8.4	R7.11.2	R7.11.12	R8.2.10							勧告書（2回目）送付								
R02-37	通報	下野町1丁目	一戸建ての住宅	R7.10.6	○				180	特定空家等	土地/家屋	4	R5.3.29							3	R8.4.27	R8.7.26											指導書 3 回目措置期限前								
R04-48	通報	摩湯町	寄宿舍	R8.4.13	○				260	特定空家等	土地/家屋	5	R8.4.17																				所有者関係者と協議中								
R05-65	通報	内畑町	倉庫	R7.9.18	○				205	特定空家等	家屋	3	R7.6.20							2	R8.2.13	R8.5.14											指導書 2 回目措置期限前								

<平成24年度から令和7年度までの空家対策にかかる累積件数（3/31現在）>

受付件数	指導中	処理済			空家ではない
		除却	是正		
898	158	536	341	195	204

<年度ごとの実績数（3/31現在）>

年度	処理済			空家ではない
	除却	是正		
令和3年度まで	329	226	103	139
令和4年度実績	66	27	39	15
令和5年度実績	36	35	1	33
令和6年度実績	44	26	34	10
令和7年度実績	61	27	48	11



※措置相手方について
「土地/家屋」は措置相手方が土地も家屋も所有している者であることを表しています。
「家屋」は措置相手方が家屋を所有している者であることを表しています。
「土地」は本来の措置相手方である家屋所有者が不明で、土地の所有者に対して措置を行っていることを表しています。